

(2) 「復興・創生期間」における政府の基本姿勢

政府は、平成 27 年 6 月に「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」³を決定し、復興期間の後期 5 か年である平成 28 年度から平成 32 年度を「復興・創生期間」と位置付けた。その中で、当該期間における復旧・復興事業の考え方を示すとともに、復興期間の復旧・復興事業の財源として、10 年間の総額で 32 兆円程度⁴を確保することとした。

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。「復興・創生期間」においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、10 年間の復興期間の「総仕上げ」に向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指す。

このため、引き続き、復興の新たなステージに応じた切れ目のない被災者支援を行うとともに、次なる災害に備えた住まいの再建や復興まちづくり、被災地の発展基盤となるインフラの復興を着実に進める。さらに、コミュニティの形成や産業・生業の再生等を通じて、新たなまちでの暮らしの再開や地域の再生を図る。

被災地は、震災以前から人口減少や産業空洞化といった、全国の地域にも共通する中長期的な課題を顕著に抱えており、いわば我が国の「課題先進地」である。今後の復興・創生に当たっては、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、被災地外からも多くの方々が訪問し、あるいは移り住むような、魅力あふれる地域を創造することを目指す。このため、震災と復興の取組を通じて得られた経験や教訓を活かしつつ、眠っている地域資源の発掘・活用や創造的な産業復興、地域のコミュニティ形成の取組等も通じて、「新しい東北」の姿を創造していく。

「復興・創生期間」中の平成 32 年には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。これを「復興五輪」とし、東日本大震災の被災地が復興した姿を世界に発信する。

福島原子力災害被災地域においては、遅くとも事故から 6 年後（平成 29 年 3 月）までに避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に取り組む。こうした取組等により、本格的な復興のステージへ移行していく。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

「復興・創生期間」においては、被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生や「新しい東北」の創造等に関し、女性のリーダーとしての活躍や NPO 等の多様な担い手の参画がより一層重要となる。復興のあらゆる場・組織への女性の参画拡大を通じて、復興過程における男女共同参画を一層推進するとともに、引き続き、官民連携に努める。

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）及び東京圏の年齢別転入・転出超過数（日本人移動者）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	9年間の 平均
被災3県計	-41,226	-10,159	-2,975	-2,974	-6,593	-10,192	-14,018	-14,541	-14,676	-13,039
うち0～24歳	-23,789	-12,240	-7,319	-7,283	-8,039	-9,268	-10,074	-10,335	-10,863	-11,023
25～64歳	-14,397	2,705	4,796	4,464	1,703	-613	-3,554	-3,643	-3,438	-1,331
65歳以上	-3,037	-620	-452	-155	-257	-310	-389	-543	-375	-682
東京圏	62,809	67,209	96,524	109,408	119,357	117,868	119,779	135,600	145,576	108,237

*総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」のデータ（e-stat）を基に、復興庁作成

*東京圏の数値は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の数値の合計値を指す

出典：復興庁作成資料

令和2年2月19日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

II. 「復興・創生期間」後の基本方針

これまでの復興に向けた取組により、現在、地震・津波被災地域においては復興の総仕上げの段階に入っている。また、原子力災害被災地域においては復興・再生が本格的に始まっているが、今後も中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。このように、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域では、復興の進捗状況が大きく異なるため、両者を区分し、以下のとおり、復興・創生期間後の復興の基本方針を示す。

1 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 地震・津波被災地域

地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。

こうした取組を経て、人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地において、被災地の自立に向けて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。その際、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきたNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などの多様な視点を最大限活かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。

このため、地震・津波被災地域において復興・創生期間後の復興を進めるに当たっては、「I. これまでの復興施策の総括」により復興・創生期間内に公共インフラ整備等を中心にほとんどの事業が完了する見込みであること、過去の大規模災害における取組事例、一般施策による対応状況等を踏まえ、復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

「住まいの復興給付金」事業費

令和元年度補正予算額 50億円【復興】

事業概要・目的

○ 制度の概要

東日本大震災で所有していた住宅が被災した方が、消費税率8%引上げ（2014年4月1日）以降に新たに住宅を建築・購入、または被災住宅を補修する場合に、消費増税が住宅再建の支障とならないよう、消費税率5%からの増税分を給付する措置。

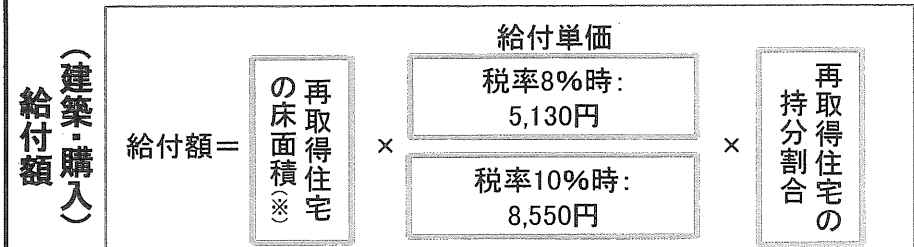
○ 対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、新たに建築・購入した住宅または補修した被災住宅のうち、2021年12月末までに引渡しを受けた住宅。
（2022年12月末が申請期限）

○ 給付の現状と見通し

制度開始当初（2013年度予算）に造成した250億円の基金を取り崩す形で事業を実施してきたところ、来年度中に基金を使い果たし、全体として約50億円の不足が生じる見込み。

事業イメージ・具体例

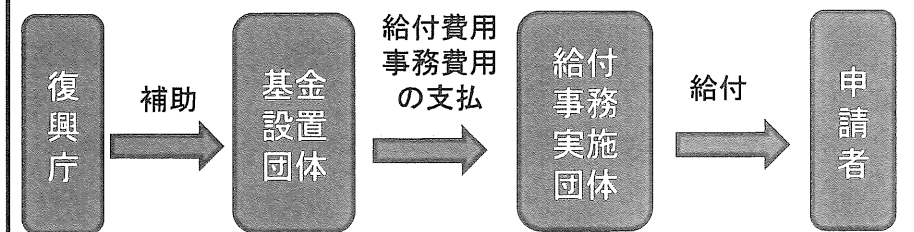


（※）給付する床面積の上限は、175㎡。175㎡以上の場合は、175㎡分を給付。

給付額（補修）

- ① 被災住宅の床面積に被災状況に応じた給付単価をかけた額
- ② 実際に支払った補修工事費のうち、消費増税分に相当する額のどちらか少ない方を給付。

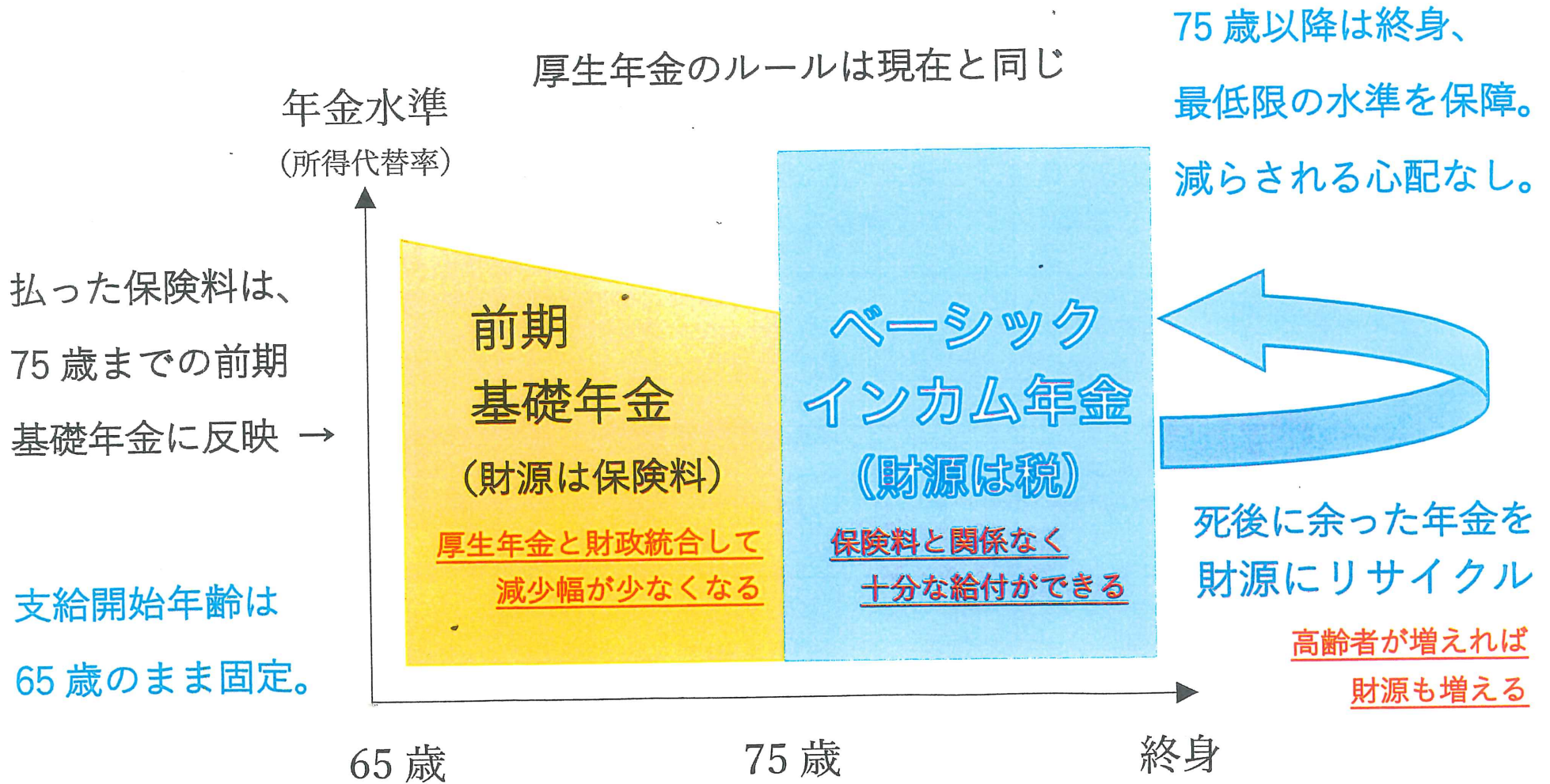
資金の流れ



期待される効果

- 消費税率引上げの前後で、被災者間で生じる負担の不均衡を是正することにより、被災者の住宅再建への悪影響をなくすことが期待される。

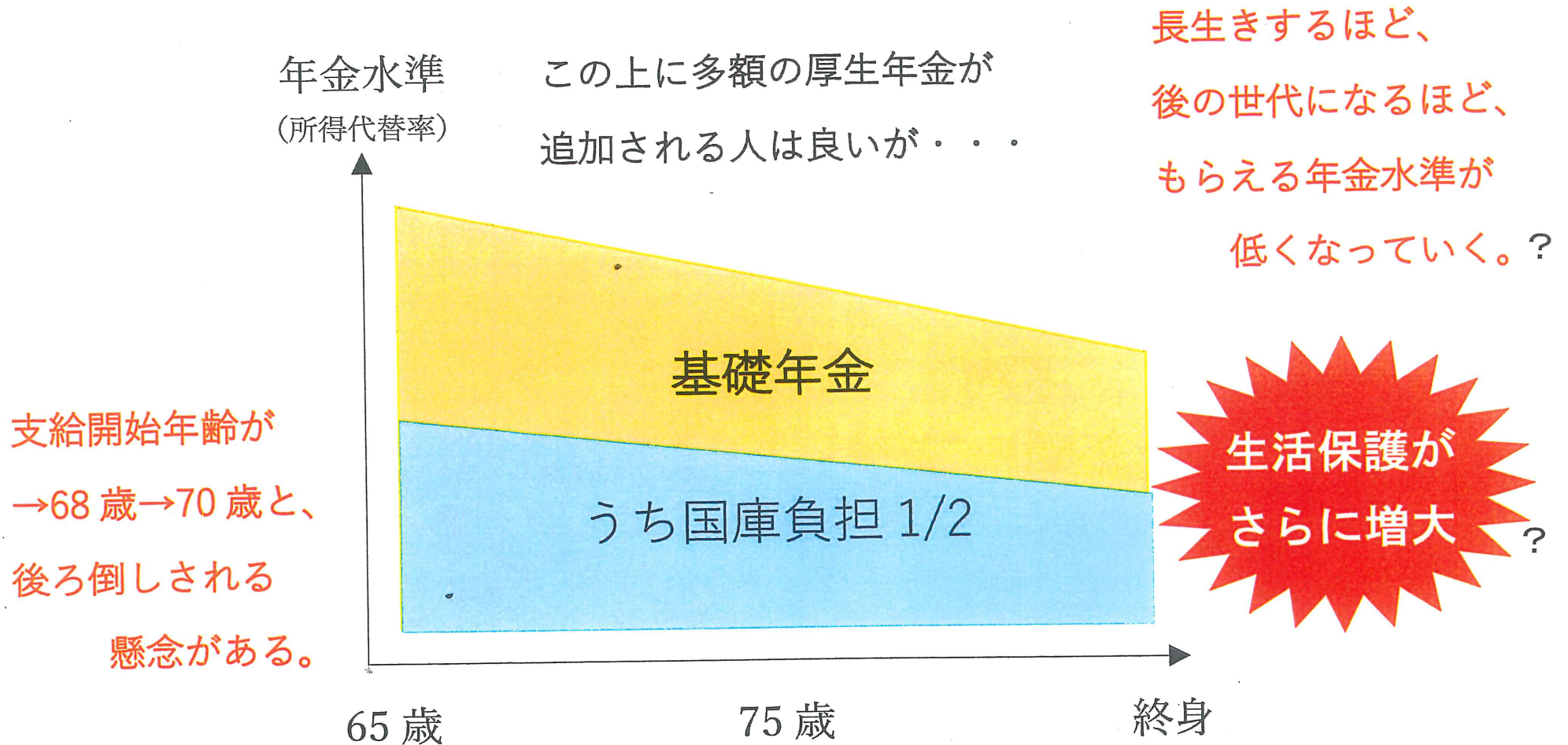
ベーシックインカム年金の概要 (試案)



出典：衆議院議員 階 猛 事務所 作成資料

令和2年2月19日(水) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム)

現在の年金制度の問題点



出典：衆議院議員 階 猛 事務所 作成資料

令和2年2月19日(水) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム)